

長崎市監査公表第 4 号

令和 4 年 12 月 22 日に提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき監査を行った結果を同条同項の規定により公表します。

令和 5 年 2 月 16 日

長崎市監査委員	柴	原	慎	一
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

監査結果の報告

住民監査請求

(令和4年12月22日請求)

(令和5年2月15日)

長崎市監査委員

目 次

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	請求人代理人	1
3	請求日	1
4	措置請求書	1
5	事実証明書	2
第2	請求の受理	2
第3	監査の実施	2
1	監査対象事項	2
2	監査の対象部局	3
3	証拠の提出及び陳述の機会の付与	3
4	関係職員の陳述及び関係書類の提出	4
第4	監査の結果	5
1	事実関係（請求理由）の確認	5
2	判断	6
3	結論	10

別添 長崎市職員措置請求書

第1 監査の請求

1 請求人

住所省略 氏名省略 (個人)

住所省略 氏名省略 (個人)

住所省略 氏名省略 (法人)

2 請求人代理人

住所省略 弁護士 氏名省略

住所省略 弁護士 氏名省略

3 請求日

令和4年12月22日

4 措置請求書

第1 請求の趣旨 (原文)

別紙図面のK8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3及びK109を結んだ赤色線と別紙物件目録記載の土地1から土地3との間の土地(別紙赤色斜線部分。以下、本件土地という)について、市の所有にかかる里道として管理されたい。

なお、別紙図面作成後、土地1から土地3の地番や地積が、参考図1から参考図2に変更している。

第2 請求の理由 (原文)

1 本件土地が里道であること

(1) 国有財産譲与契約 (添付資料 1-1~1-4)

平成17年3月頃、機能が維持されている里道及び水路(国所有の法定外公共物)は、国から管理先である地方公共団体に無償で譲与された。本件土地についても、長崎市は国(福岡財務支局)から平成17年3月31日付国有財産譲与契約書(添付資料 1-1)により、同月10日付国有財産譲与申請書添付の国有財産一覧表(添付資料 1-2)記載の物件の譲与を受けた。この一覧表において、本件土地(所在地:長崎市大浦町乙33番2地先~長崎市大

浦町甲 33 番地先) が挙げられており、「財産の種類：道路」と記載されていた。

そして、国有財産譲与契約書添付の図面（添付資料 1-3、1-4）には、本件土地は里道を表示する赤色で記載されていた。

(2) 平成 15 年 6 月 30 日の市による現地調査（添付資料 2）

平成 15 年 6 月 20 日付で N T T ファシリティーズから長崎市に対し、N T T 長崎病院付近の通路につき現場調査申請がなされたことから、市は同月 30 日に現地調査を実施するなどして建築基準法 42 条 2 項道路及び 43 条 1 項但書き許可の必要な道について検討した。

その際、本件土地（現場調査申請書添付図面に B と表示された部分）の幅員は 2.6～3.0 メートルであることを確認した。

(3) 以上によれば、本件土地部分は里道として長崎市の所有にかかるものと言
うべきである。

2 市が里道上に境界を認めていること（添付資料 3）

ところが、市は、株式会社西海建設を申請人とする令和 4 年 4 月 21 日付境界確認申請書において、別紙図面の K8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3 及び K109 を結んだ赤色線を境界線として認め、本件土地を市の所有地ではないかのような取り扱いをしている。

かような取扱いは、市の所有地の管理を怠るものであると思料されるので、本件請求に及ぶ次第である。

以上

5 事実証明書

本件請求の事実証明書として、次の資料が措置請求書に添えて提出された。

【添付資料 1-1～1-4】国有財産譲与契約書及びその付属書類

（平成 17 年 3 月 31 日契約）

【添付資料 2】公開決定通知書（平成 26 年 12 月 26 日）

【添付資料 3】境界確認申請書（令和 4 年 4 月 21 日）

【添付資料 4】決定書（平成 27 年(ラ)第 71 号）（平成 27 年 5 月 15 日判決）

第 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和 5 年 1 月 11 日に受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、これに添付された事実証明書、請求人及び請求人代理人の陳述により、本件請求の要旨を次のように解し、違法、不当な行為があるか否かについて監査を実施した。

(1) 指定された職員

長崎市長

(2) 請求人が違法、不当と主張する内容及び求める措置

「第1 4 措置請求書」の「第1 請求の趣旨（原文）」及び「第2 請求の理由（原文）」と同じ。

2 監査の対象部局

土木部（土木総務課）、建築部（建築指導課）、中央総合事務所（地域整備2課）

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年2月1日に請求人に対して陳述の機会を付与し、請求人代理人1人が出席した。なお、新たな証拠の提出はなかった。陳述は措置請求書に基づき行われ、その概要は次のとおりである。

請求書に図面をつけているが、図面の赤色で斜線をした部分に関しては、特に添付資料1の国有財産譲与契約書、平成17年に当時の財務省から長崎市に対して土地が譲与されたという経緯を踏まえると、この部分に関しては、長崎市の土地であると考えている。これに関し、長崎市が自己の所有地ではないと取り扱っている。

添付資料3の境界確認申請書によると、赤い斜線部分のあたりは株式会社西海建設の所有であるとの取り扱いをしているように思えるので、長崎市の土地である旨の取り扱いを行っていただきたい。そのような取り扱いを行わないのは市有財産の管理を怠るものではないかと考え、今回の請求に至った次第である。

請求の趣旨、内容については、前回、令和元年のものと同様である。

なお、同日付けで請求人代理人から、補充書面が提出された。その内容は、次のとおりである。

(原文)

1. 長崎市は、株式会社西海建設の令和4年4月14日付境界立会申請書において、本件土地を含む里道部分を道路ではなく水路であると判断した上で、水路以外の部分に当たる本件土地部分を株式会社西海建設の所有地であるとして取り扱っています。
2. そのため、今後、登記上の所有者である株式会社西海建設あるいは同社から土地の譲渡を受けた第三者が本件土地を自己の敷地として取り込み、里道が狭くなってしまい付近の住民や観光客など一般公衆の通行に支障が生じる可能性もあります。特に、付近の住民は高齢者が多く、車椅子を利用する者もいま

すが、車椅子の利用が大幅に制限されるおそれがあります。

また、里道が狭くなることによって建築基準法上、近辺の建築に支障が生じ、そのために不動産の資産価値が低下してしまうことも懸念されます。

3. 以上の弊害が生ずるためこれを避けるべく、本件請求に至ったものです。

以上

4 関係職員の陳述及び関係書類の提出

令和5年1月27日に土木部長、土木総務課長、建築部長、建築指導課長、中央総合事務所長及び地域整備2課長から陳述の聴取を行った。

主な陳述内容は次のとおりである。

(1) 土木部の陳述内容

ア 令和元年6月の住民監査請求に係る訴訟の経過について

令和元年6月に、本件住民監査請求と同趣旨で住民監査請求が行われ、同年7月に却下となり、その後、当時の所有者に対し、長崎市が明け渡し請求をしないことは違法であるとして提訴されたが、令和2年6月に長崎地方裁判所から判決言い渡しが行われた。内容としては、訴え自体が住民監査請求の前置を欠く不適法な訴えということで却下されている。

その後、原判決の取り消しを求め控訴されたが、これも令和3年3月に原審を維持し棄却されている。

イ 昭和63年の私有道下水道管工事申請書について

土木部で経緯を確認する中で、昭和63年に、本件土地に下水道を通すという事で、上下水道局（当時の長崎市下水道部）に申請が出されていた。申請書に添付されていた現地の当時の写真を見ると、本件土地の一部分について、現在の境界から推測すると民地と思われる部分が未舗装、それに隣接した法定外公共有物である水路とされていた部分についてはコンクリートで舗装されている実態が確認できる。下水道管の敷設のために、当時の通信病院の土地について、承諾を得るような書面が提出されている。なお、平成元年の長崎県による境界立会復命書の資料を確認すると、その後、コンクリートが全体に舗装されていることが添付写真で確認できる。

(2) 建築部の陳述内容

ア 当該地における道路の指定状況について

昭和26年に長崎県において、長崎市内の都市計画区域内の4メートル未満1.8メートル以上の道について、建築基準法第42条第2項の道路の取り扱いをする包括指定がされた。

当該地について平成15年には、NTTファシリティーズから現場調査申請が提出され、現地確認し、道の有効幅員を2.6メートルから3メートルとして、1.8メートル以上あることから、建築基準法第42条第2項の道路と判断している。

平成 22 年の建築基準法の改正により、指定する道路は個別指定が義務付けられたため、長崎県の包括指定を廃止し、長崎市において個別指定をしている。その際、平成 15 年の段階で 2 項道路と指定しているので、この段階でも同様の取り扱いをしている。

その後、平成 28 年に現場調査申請があり、現地調査を実施したところ、有効幅員が隣接地の土地の提供により拡張され、それがなければ幅員 1.6 メートルぐらいしかなく、幅員が 1.8 メートル未満であることが確認できたため、2 項道路を取り消して特定通路としている。

(3) 中央総合事務所の陳述内容

ア 当該地の境界確認等について

平成元年の長崎県による境界立会復命書（長崎逋信病院の対面地の境界立会）において、添付された写真から判断すると、境界杭が現在の位置と同様の位置にあるものと考えられる。その後、長崎市に里道・水路の管理が移管され、平成 20 年に当時の河川課に対し、NTT 企業年金基金から、土地を確定したいということで、境界立会申請が提出されている。境界についても、すでに杭が打っており、その位置を境界と決めて立会が終了している。この立会が終了した段階で、境界確認書を相手方に交付している。

第 4 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

1. 事実関係（請求理由）の確認

(1) 「本件土地が里道であること」について

ア 国有財産の譲与契約について、福岡財務支局長崎財務事務所長と長崎市長との間で平成 17 年 3 月 31 日付けで契約を締結している。

譲与物件のうち、今回の監査請求の対象として請求人が主張している物件は、国有財産一覧表及び図面番号 49-1-1 において、次のとおり表示されている。

- ・ 特定番号 49-1-1-15
- ・ 所在地 長崎市大浦町乙 33 番 2 地先～長崎市大浦町甲 33 番地先
- ・ 財産の種類 道路
- ・ 備考 その他の敷地
- ・ 図面 里道を示す赤色表示

(2) 「平成 15 年 6 月 30 日の市による現地調査」について

建築基準法上の道路の取扱いについては、次のような経緯が認められる。

ア 昭和 26 年 4 月 26 日 建築基準法第 42 条第 2 項の道路の指定

昭和 26 年 4 月 26 日付け長崎県告示 160 号により、長崎市の都市計画区域内にある道で、幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道は建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路として包括指定をしている。

イ 平成15年6月30日 長崎市による現地調査

平成15年6月20日付けで、当該地の現場調査申請書を受理し、6月30日調査、平成15年7月9日に建築基準法第42条第2項道路と判断している。

ウ 平成22年3月30日 建築基準法第42条第2項の道路の指定の廃止

建築基準法施行規則の一部改正により、個別指定が義務付けられることを受け、平成22年3月30日付けで、長崎県が昭和26年長崎県告示160号の包括指定を廃止している。

エ 平成22年3月31日 建築基準法第42条第2項の道路の指定

上記ウに伴い、平成22年3月31日付けで、長崎市が随時個別指定を行うこととなった。

オ 平成28年5月9日 建築基準法第42条第2項の道路の取消し

平成28年4月12日に当該地の現場調査申請が提出され、申請者の提出資料及び現地の敷地境界ピンを基に現場調査を行った結果、幅員1.8メートル未満であったことを確認した。よって、建築基準法第42条第2項の規定による道路（指定番号20-1N-H21-211）の指定を取り消し、2戸以上建ち並びがあることから「特定通路」として取り扱うこととした。

- ・取り消した指定道路延長 67.72メートル
- ・取り消した指定道路の幅員 4.00メートル

(3) 「里道上に境界を認めていること」について

境界確認については、以下の事実が認められる。

ア 令和4年4月21日 境界確認申請

令和4年4月21日付けで、株式会社西海建設から境界確認申請書が提出され、受理した。

イ 法定外公共物（水路）の境界確認書の交付

調査の結果、法定外公共物との境界確認は、朱線のとおりで支障がない（申請内容のとおり）として、令和4年5月11日に境界確認書の交付を決定し、申請者は同年5月13日に確認書を受領した。

2 判断

本件監査において認められた事実関係や関連する状況に基づく監査委員の判断は、次のとおりである。

(1) 平成17年3月31日付け譲与契約

本譲与契約によって、上記1(1)アに記載の国有財産が長崎市に譲与されたのは事実であるが、同契約において表示されている内容は、所在地は「地先」との記載にとどまり、図面にも当該道路の場所が示されているのみで、その幅員や隣接地との境界が判断できる詳細な情報はなく、境界確認のために現地に復元できる

情報は何らないところである。

よって、同契約をもって、本件土地が里道であるという明確な根拠にはなり得ない。

(2) 建築基準法による道路

上記1(2)に記載のとおり、本件通路については、かつて、建築基準法のいわゆる2項道路と指定していたものである。その基本的な判断基準は、幅員4メートル未満1.8メートル以上であり、昭和25年の同法施行時に現に建築物が立ち並んでいることや、道が一般の通行の用に供されるなど公益上の機能が発揮されていることとされているもので、公有財産と私有財産との別は関係なく、また、私道の場合でも申請や了解を必要とせず、特定行政庁の判断により職権で指定をしてきたものである。

そうすると、その道の幅員を外形的に捉えることで足り、本件通路の場合は、平成15年当時の状況において、その幅を最大の場所で、3メートルと計測したものであり、上述の趣旨から、本件土地や本件法定外公共物の別を判断しているものではないと認められる。

したがって、平成15年6月30日の現地調査の幅員をもって、本件土地が長崎市の所有にかかるものとする根拠にはなり得ない。

(3) 境界確認協議等

ア 境界確認協議の法的性質

境界確認協議の法的性質について、「平成20(行コ)22違法確認請求住民訴訟控訴事件」で福岡高等裁判所は、「上記境界確認協議は、福岡市と隣接地の所有者とが対等の立場で所有権の範囲(土地境界)について協議するものであって、私法上の契約の性質を有し、両者の合意により境界が調った場合には、これにより公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当である。」とする福岡地方裁判所の判決を維持している。

また、令和元年の住民監査請求の後の「令和元年(行ウ)第6号怠る事実の違法確認請求事件」において、長崎地方裁判所は平成20年11月19日の境界確認について、「この本件境界確認協議の法的性質は、長崎市と隣接地の所有者とは対等の立場で所有権の範囲を定める私法上の契約(和解契約)であると解すべきであるから、(中略)、両者の合意により境界に関する協議が調った場合には、これにより公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当であるから、本件係争地の所有権は、長崎市ではなく、昭和会が有するものと認められる。」と具体的に判示し、その後の福岡高等裁判所での控訴審判決においても、これを是認している。

イ 令和4年4月21日付け境界確認申請にかかる確認行為の適法性

境界確認協議の法的性質が、裁判所において上記(3)アのように示され、とりわけ本件土地に関し、その所有権が長崎市にないと判断されている中であって

は、その前提のもとに、本件請求の事実証明とされている「令和4年4月21日付け境界確認申請」にかかる確認行為が長崎市において適正に処理されているのかの検討等を行う必要がある。

(7) 令和4年4月21日付け境界確認申請にかかる事務手続き

この境界確認申請は、隣接地と法定外公共物の所有権を明確にするための境界確認行為を隣接地所有者が求めるもので、長崎市はその手続きについて、「市道及び法定外公共物における境界立会等の手引き」に定め、これによって行っている。

境界確認の手続きにおいては、まず、位置図、登記簿等の資料が添付された境界立会申請が提出され、内容確認の後、申請者（代理人）立会のもと、市職員が地積測量図に基づく境界点の復元の確認を行うこととなる。その結果、申請者と長崎市とが境界について合意すると、境界確認申請に基づき、その確認をすることとして、長崎市が意思決定をすることとされている。

本件境界確認申請においては、上記の手続きどおり、添付資料に漏れはなく、資料の内容や現地での確認が行われたうえで、意思決定後、申請者への通知がなされており、事務処理の遺漏はない。

そのなかで、本件法定外公共物は以前、水路（下記(イ) b の長崎県が行った境界立会も水路となっている。）とされていたものが、現在は長崎地方務局の判断により、白地とされているが、本件境界確認申請は「法定外公共物（水路）」として申請がなされ、長崎市としても、申請の修正をすることなく、確認を行っている。本来は、この修正を行うべきであったところであるが、これによって、法定外公共物と隣接地との所有権の範囲を明確にするという本質的な境界確認の効果が有効性を欠くということにはならず、最新の字図を見ても本件法定外公共物の地目に変更が生じている訳ではなく、これをもって違法性があるものとは言えないと判断される。

(イ) 当該地における境界

当該隣接地は、土地の所有権移転が複数回にわたりなされていることから、そのたびに、境界確認申請がなされている。また、当該隣接地の対面地の境界立会申請がなされてきたなどの経緯があり、本件土地と本件法定外公共物の状況を確認できる資料が存在している。

a 昭和63年私有道下水道管工事申請書

本件土地と本件法定外公共物には、下水道管が敷設されている。公有地に下水道管が敷設できない事例は多くあり、その場合、私有道下水道管占用承諾書等を添えて、工事申請することで、長崎市が下水道管の敷設工事を施工している。この場所についても、付近の住民数人と当時の長崎通信病院長名でこの申請がなされている記録があり、これにより、本件土地に下水道管の敷設を行ったものとされ、昭和63年以降、順次、各戸が接続している。

b 平成元年 8 月 21 日付け境界立会申請書

平成元年 8 月 21 日付けで当該隣接地の対面地（長崎市東山手町 17-1）の境界立会申請（隣接水路との境界確認）が長崎県知事になされている。同月 24 日の調査では、長崎通信病院側の境界（現在の長崎市大浦町甲 33 番 3）についても、記載され、写真上への表示もされているが、その境界は現在の通路上にある。また、境界杭の存在も認められ、その形状は、現状の境界と同様のものと推測される。

なお、この結果を受け登記された対面地の地積測量図には、隣接している法定外公共物が表記されており、同図で計測すると、その幅員は 1.6 メートルとなっている。

c 平成 20 年 11 月 19 日付け境界確認に対する疑義を受けての調査

この境界確認による本件法定外公共物の境界について、近隣地権者から疑義が示されたことにより、改めて、過去の調査を行っており、得られたものがある。

(a) 敷地実測図（昭和 32 年度日本電信電話公社九州電気通信局建築部）

長崎通信病院（昭和 35 年竣工）建設にかかる敷地実測図が昭和 32 年当時に作成されているが、現在の長崎市大浦町甲 33 番 1 付近に隣接する法定外公共物について、4 尺道路（約 1.21 メートル）との記載があり、その記載部分に相当すると思われる部分の現在の法定外公共物の幅員（約 1.5 メートル）を若干下回る程度のものである。また、同図に記載されている病院建設にかかる全敷地は 1,517.88 坪（約 5,018 平方メートル）であり、現在の地籍（現在の長崎市大浦町乙 33 番 2、甲 33 番 1 及び甲 33 番 3）5,034.03 平方メートルと概ね一致するもので、法定外公共物と合わせて全体的に見たときに、現況との整合があるものと推認される。

(b) 平成 27 年 7 月 29 日法定外公共物の境界に関する地元への聞き取り記録

平成 27 年 7 月 29 日に、本件法定外公共物の境界に関し、長崎市が地元への聞き取りを行っている。その記録によると、地元の方が、「このあたりが伝統的建造物群保存地区に指定される際に観光客なども通る道ということで、NTT 病院に通路を広く出来ないかと交渉し、広げてもらった。」「昔は、現在の通路は今よりもっと狭い、泥道だった。」「旧 NTT 病院の真ん中の棟を建てる時に青いレンガの塀を壊し、現在のフェンスを立てた。」ほか、道路を広くし、フェンスに変えるよう NTT 病院に依頼した経緯などの発言がなされている。

また、平成 20 年 8 月 25 日の本件法定外公共物と当該隣接地との境界立会において、申請者のエヌ・ティ・ティ企業年金基金の代理人は、「建替えの際、地元の要望により、申請地の一部を道路として無償貸与して

いる（自治会との契約書有）」との主張をしたとの記録があり、地元と当該隣接地所有者との発言内容が符合するものとなっており、境界が通路上に存在していることを裏付けるものである。

以上、これらの状況を総合的に捉えると、本件土地と本件法定外公共物との境界は、令和4年4月21日付け境界確認申請における境界確定の位置が、相当以前から長期にわたり継続していると判断することが妥当であると考えられる。

(4) まとめ

(1)及び(2)の判断に加え、(3)アのとおり境界確認協議の法的性質が裁判において示され、残る判断として、(3)イ(ア)のとおり財務会計上の行為である令和4年4月21日付け境界確認申請にかかる境界確認行為が、適正に行われている状況があること、また、予備的に過去からの経緯の中で、当該通路上に境界が存在している妥当性が確認できる状況もあることから、本件土地は長崎市の所有にかかるものとは言えないと判断される。

したがって、長崎市が本件土地を所有していない以上、管理を怠っているということにもならないものである。

3 結論

本件請求について監査した結果、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

長崎市職員措置請求書

令和4年12月22日

長崎市監査委員 御中

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

同 弁護士 (氏名省略)

請求者の表示

別紙請求者目録記載のとおり

記

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、次のとおり必要な措置を請求します。

第1 請求の趣旨

別紙図面のK8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3及びK109を結んだ赤色線と別紙物件目録記載の土地1から土地3との間の土地(別紙赤色斜線部分。以下、本件土地という)について、市の所有にかかる里道として管理されたい。

なお、別紙図面作成後、土地1から土地3の地番や地積が、参考図1から参考図2に変更している。

第2 請求の理由

1 本件土地が里道であること

(1) 国有財産譲与契約(添付資料1-1~1-4)

平成17年3月頃、機能が維持されている里道及び水路(国所有の法定外公共物)は、国から管理先である地方公共団体に無償で譲与された。本件土



地についても、長崎市は国（福岡財務支局）から平成17年3月31日付国有財産譲与契約書（添付資料1-1）により、同月10日付国有財産譲与申請書添付の国有財産一覧表（添付資料1-2）記載の物件の譲与を受けた。この一覧表において、本件土地（所在地：長崎市大浦町乙33番2地先～長崎市大浦町甲33番地先）が挙げられており、「財産の種類：道路」と記載されていた。

そして、国有財産譲与契約書添付の図面（添付資料1-3、1-4）には、本件土地は里道を表示する赤色で記載されていた。

(2) 平成15年6月30日の市による現地調査（添付資料2）

平成15年6月20日付でNTTファシリティーズから長崎市に対し、NTT長崎病院付近の通路につき現場調査申請がなされたことから、市は同月30日に現地調査を実施するなどして建築基準法42条2項道路及び43条1項但書き許可の必要な道について検討した。

その際、本件土地（現場調査申請書添付図面にBと表示された部分）の幅員は2.6～3.0メートルであることを確認した。

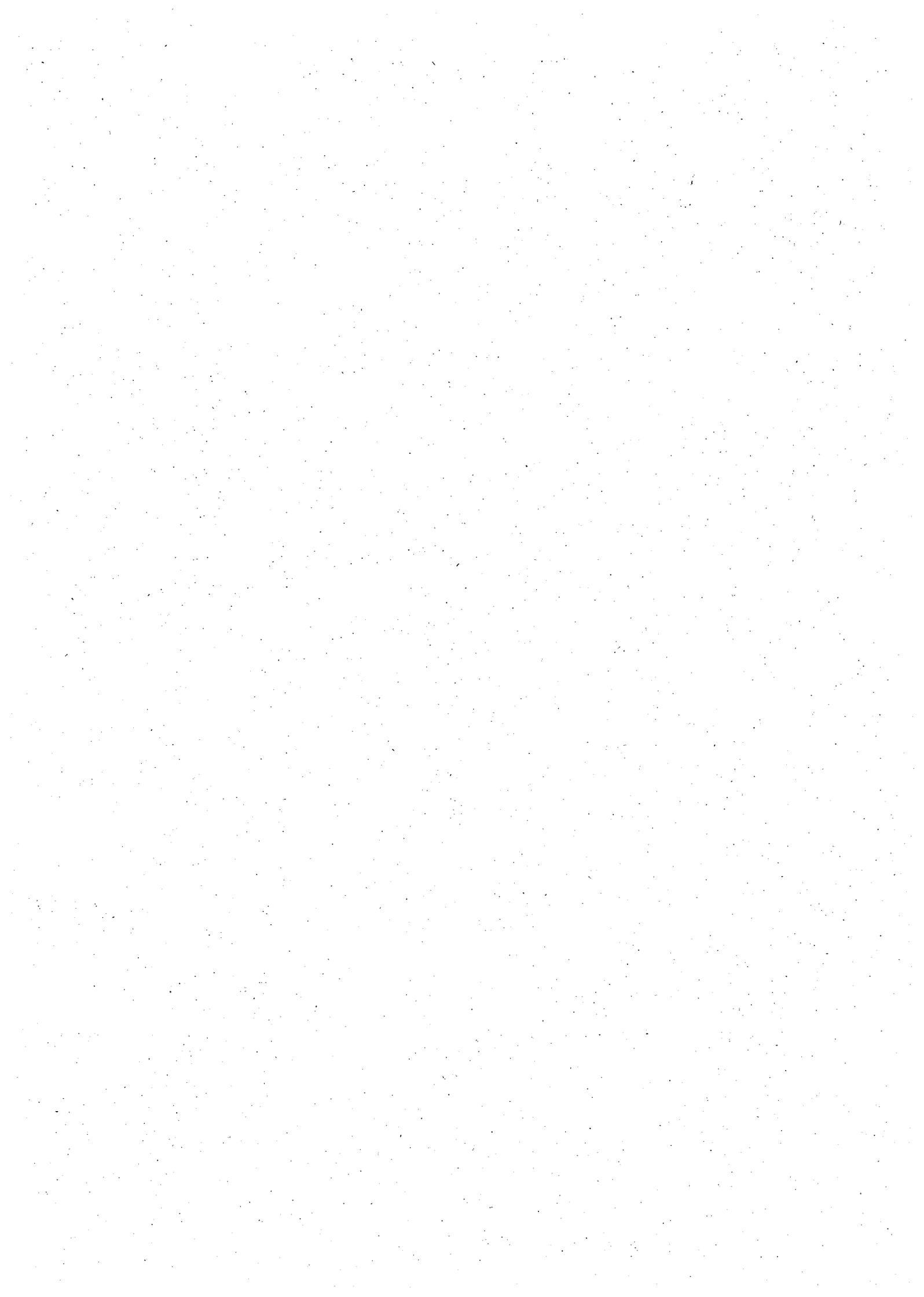
(3) 以上によれば、本件土地部分は里道として長崎市の所有にかかるものと言うべきである。

2 市が里道上に境界を認めていること（添付資料3）

ところが、市は、株式会社西海建設を申請人とする令和4年4月21日付境界確認申請書において、別紙図面のK8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3及びK109を結んだ赤色線を境界線として認め、本件土地を市の所有地ではないかのような取り扱いをしている。

かような取扱いは、市の所有地の管理を怠るものであると思料されるので、本件請求に及ぶ次第である。

以上



表示年月日: 2018/11/20

ヲ 17-10
ワ 17-12
カ 23-11
コ 23-16
ク 23-17
レ 23-3
ソ 30-12
タ 30-16
チ 30-20
ナ 甲15-13
ラ 甲15-15
ム 甲15-3
リ 甲22-6
ノ 水
オ 又29-2
イ 甲15-11
ヤ 甲15-10
マ 甲15-16
ケ 道
フ 24-19
コ 12-10

表示年月日：2022/08/29

16-15
17-10
17-12
11-20
29-13
29-3
29-5
29-7
30-11
30-20
31-34
甲15-13
甲15-15
甲15-3
水
水
又29-2
甲15-11
31-乙-2
甲15-10
甲15-16
29-8
24-19
30-10

(別紙)

物 件 目 録

土 地 1
所 在 長崎市大浦町
地 番 甲 3 3 番 3
種 類 宅 地
地 積 2 4 3 5 . 2 0 m²

土 地 2
所 在 長崎市大浦町
地 番 甲 3 3 番 1
種 類 宅 地
地 積 1 4 6 3 . 5 3 m²

土 地 3
所 在 長崎市大浦町
地 番 乙 3 3 番 2
種 類 宅 地
地 積 1 1 3 5 . 2 9 m²

(別紙)

請求者目録

(住所省略)

請求者 (氏名省略)

(住所省略)

請求者 (氏名省略)

(住所省略)

請求者 (氏名省略)

(住所省略)

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

電 話 (省略)

F A X

(住所省略)

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

電 話 (省略)

F A X

委任状

令和4年12月22日

郵便番号 (省略)

住所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住所 (省略)

電話 (省略)
F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住所 (省略)

電話 (省略)
F A X (省略)

記

第1 事件

1 相手方 長崎市

2 裁判所

3 事件の表示 長崎市職員措置請求(住民監査請求)

第2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

委任状

令和 4 年 12 月 22 日

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住 所 (省略)

電 話 (省略)
F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住 所 (省略)

電 話 (省略)
F A X (省略)

記

第1 事件

1 相手方 長崎市

2 裁判所

3 事件の表示 長崎市職員措置請求(住民監査請求)

第2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

委任状

令和 4 年 12 月 22 日

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)

(省略)

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

電 話 (省略)

F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)

(省略)

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

電 話 (省略)

F A X (省略)

記

第 1 事件

1 相手方 長崎市

2 裁判所

3 事件の表示 長崎市職員措置請求 (住民監査請求)

第 2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

(別紙)

事 実 証 明 書

番号	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者
添付資料 1-1~ 1-4	国有財産譲与契約書及び その付属書類	写し H17. 3. 31	福岡財務局支局長崎財務 事務所長藤原正久及び長 崎市長伊藤一長
添付資料2	公開決定通知書	写し H26. 12. 26	長崎市長田上富久
添付資料3	境界確認申請書	写し R4. 4. 21	株式会社西海建設
添付資料4	決定書(平成27年(ラ) 第71号)	写し H27. 5. 15	福岡高裁第1民事部